

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成26年1月23日(木) 午後7時00分～午後9時15分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子(教育委員長職務代理者)
2番委員 栢沼行雄(教育長)
3番委員 萩原美由紀
4番委員 和田重宏(教育委員長)
5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- 教育部長 関野憲司
文化部長 諸星正美
子ども青少年部長 日比谷正人
教育部副部長 露木幹也
教育部管理監 松本弘二
文化部副部長 原田泰隆
教育総務課長 柏木敏幸
保健給食課長 松浦仁
教育指導課長 栲畑寿一朗
指導・相談担当課長 市川嘉裕
生涯学習課長 古矢智子
文化財課長 大島慎一
図書館長 鈴木健
青少年課長 福野徳夫
教育指導課指導主事 鈴木一彦
教育総務課施設係長 栲原雄一
教育総務課主査 安藤良徳
教育総務課主査 中村克洋
教育総務課主任 中田雄介

(事務局)

- 教育総務課総務係長 濱野光利
教育総務課主査 小林隆

4 議事日程

- 日程第1 議案第1号 平成26年度学校教育の基本方針及び取組の重点について
(教育指導課)
- 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告(学校教育法施行細則の一部を改正する規則)について
(教育総務課)

5 報告事項

- (1) 塔ノ峰青少年の家の廃止について【非公開】 (青少年課)

6 協議事項

- (1) 平成26年度予算について【非公開】 (教育部・文化部・子ども青少年部)
- (2) 平成25年度3月補正予算について【非公開】 (教育総務課・生涯学習課)
- (3) 小田原市学校施設整備基本計画について【非公開】 (教育総務課)

7 議事日程

- 日程第3 議案第2号 小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について【非公開】
(生涯学習課)
- 日程第4 議案第3号 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について【非公開】
(生涯学習課)

8 その他

9 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 12月定例会の会議録承認…萩原委員報告
- (3) 会議録署名委員の決定…山田委員、栢沼委員に決定

和田委員長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

議案第2号「小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、協議事項(1)「平成26年度予算について」、協議事項(2)「平成25年度3月補正予算について」は、平成26年3月小田原市議会定例会への提出案件であり、また、協議事項(3)「小田原市学校施設整備基本計画について」、報告事項(1)「塔ノ峰青少年の家の廃止について」、は、政策決定途上の案件でありますので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。本議案、協議事項、報告事項、を非公開とする件について、採決いたします。

(異議なし・全員賛成)

議案第2号、議案第3号、協議事項(1)から協議事項(3)まで、報告事項(1)を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手・全員賛成)

全員賛成により、議案第2号、議案第3号、協議事項(1)から協議事項(3)まで、報告事項(1)は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 日程第1 議案第1号 平成26年度学校教育の基本方針及び取組の重点について

(教育指導課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、議案第1号「平成26年度学校教育の基本方針及び取組の重点について」を御説明申し上げます。これは、平成26年度学校教育の基本方針及び取組の重点について、議決を求めるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます

教育指導課長…「平成26年度学校教育の基本方針及び目的と目標」について提案させていただきます。「平成26年度学校教育の基本方針及び目的と目標」に関しましては、前回の12月定例会で貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。そのご意見を踏まえ、今回再度提案させていただきます。そして、今回の定例会で決定していただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。資料をご覧ください。12月の定例会で提案した内容と変更したところを中心に、説明させていただきます。

まず、基本方針ですが、新教育長就任にあたり示された「命を守る教育のまち」「地域ぐるみの教育のまち」「市民から信頼させる教育のまち」の3つの方針を含めた形で再検討してまいりました。前回の定例会においては、教育長の3つの方針を、2枚目の右上に含めてご提案したところ、「もっと強調すべきである」といったご意見をいただきました。検討した結果、1枚目の基本方針に明確に位置づけることとしました。それに伴い、2枚目の右上の表記は、全体的に重なる部分が多いため削除とさせていただいております。次に、2枚目をご覧ください。知徳体の位置ですが、知徳体3つは、どれも大切なものであり、バランスよく育てていくべきものと考えますので、知と徳の位置を入れ替えて表記してあります。また、こうすることで1枚目の基本目標の順番との整合性もとることができると判断いたしました。

以上が前回のご意見を踏まえて変更してまいりましたが、そのほかに2点、あわせて変更をお願いしたいと思います。1つ目は、支援教育の充実のところの文面について、変更してあります。「教育上配慮を要する」という言葉を、どの子どもその子に応じた教育上の配慮が必要であることから、「様々な課題をもつ」に変更しました。2つ目は、一番下の教師像について、矢印の向きを逆

にし、目指す姿に向けて表現するとともに、下の枠の中に入れてきました。以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

(質 疑)

萩原委員…裏面ですが、「特別支援教育の充実」というところで、「様々な課題を持つ子ども一人一人への」というのは、とてもいい表現だと思いますので、替えていただいていたと思います。一番下の「教職員の資質・指導力の向上」の一番最初に「OJT」とあるのですが、「OJT」とはどういうことかを皆さんはごぞんじなのでしょうか。見る方が分かるように少し説明を書き入れていただければと思います。

和田委員長…これは、回覧で回す話が12月定例会であったと思うのですが、それを踏まえてのことだと思います。

教育指導課長…私たち、教職員は分かるのですが、やはり市民の方々の中には分からない方もいらっしゃるので、「OJT」の説明を入れ込ませていただいて回覧に供したいと思っています。

萩原委員…表面のイラストについては、替えてもいいのかなと思います。

教育指導課長…このイラストを替えるだけでも昨年度との違いが分かりますので、イラストの内容について、教育指導課の中で検討させていただいて、違うイラストを入れさせていただきたいと思います。もちろん、公表する前に教育委員の方々に見ていただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

- (5) 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（学校教育法施行細則の一部を改正する規則）について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育指導課長

栢沼教育長…それでは、報告第1号「事務の臨時代理の報告（学校教育法施行細則の一部を改正する規則）について」を御説明申し上げます。先月の定例会において、協議して頂いたもので、1月14日に公布を行いました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から報告第1号「事務の臨時代理の報告（学校教育法施行細則の一部を改正する規則）について」の細部説明をさせていただきます。恐れ入りますが、報告第1号の資料をご覧いただきたいと思っております。本規則は、12月定例会でも、お話をさせていただいておりました、学校教育法施行の視覚障がい者などの就学に係る手続きが、認定特別支援学校の就学者を除き、健常者と同じ扱いとなりましたことから、平成26年度分の入学通知書を発送する前に所要の措置を講ずる必要がございました。このため、急施を要したため、事務の臨時代理をしたものでございます。教育長からご説明ありましたとおり、本規則は本年1月14日に公布をし、同日より施行いたしております。以上で報告第1号の説明を終らせていただきます。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…先ほど非公開とすることにした議案以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにした案件を審議いたします。関係者以外の方は、ご退席ください。

(6) 報告事項 (1) 塔ノ峰青少年の家の廃止について【非公開】 (青少年課)

子ども青少年部長…この塔ノ峰青少年の家につきましては、その管理と運営が教育委員会の権限に属しています。しかしながら、私ども子ども青少年部青少年課が補助執行をさせていただいております。この施設の今後の方向性についてを来月上旬に開かれます政策会議に諮らせていただく状況になりました。前もってご報告に参りました。担当の課長からご説明させていただきます。

青少年課長…それでは、私から 報告事項の(1)「塔ノ峰青少年の家の廃止について」を、ご説明いたします。お手元の資料の1「塔ノ峰青少年の家の廃止について」をご覧いただきたいと存じます。

まず始めに、「1 施設概要」でございますが、塔ノ峰青少年の家は、箱根外輪山にある塔ノ峰の北側、東京ドーム1個分強となる5.2ヘクタールの敷地の中に、宿舎、バンガロー、テント、講堂、キャンプファイヤー場などを備え、青少年の健全育成を目的に設置された、宿泊可能な野外体験学習施設でございます。お手元の資料の一番裏側の図面に、施設の位置と配置をお示ししてありますので、後ほどご覧いただければと存じます。次に、「2 現状」のうち、まず、(1)施設の老朽化でございますが、塔ノ峰青少年の家は、昭和39年の開設から今年で50年目を迎え、宿舎などの木造建築物をはじめ、施設全体の老朽化が進んでおります。また、水道設備は、およそ1キロ離れたところにある、塔ノ峰の南西側斜面の谷底を流れる沢の伏流水を、ポンプでくみ上げるものとなっておりますが、このポンプやポンプから施設までの送水管なども老朽化が

進んでいることから、機能低下による水量確保の問題や、ポンプなどが故障した場合の多大な修理費用等の負担が懸念されており、最近では実際に、ポンプを動かす電気設備に問題が発生して、一時、施設への送水ができない状況も生じております。次に（２）利用人数の減少でございますが、こうした課題を抱えている一方で、体験学習の取り組みの多様化や、スポーツ少年団の充実等により、子どもたちの活動範囲が広がったことなどを受け、資料の２枚目、参考資料の「１ 昭和４５年度以降の利用人数推移」にお示したように、塔ノ峰青少年の家の利用人数は、昭和４０年代後半より大きく減少しております。１ページにお戻りいただきまして、２の（３）でございますとおり、近隣には交通の利便性が高く、利用勝手のよい類似施設が整備され、塔ノ峰青少年の家の設置目的が、こうした他の施設で実現し得る状況になってきております。次に、（４）管理体制につきましては、市の臨時職員２名が住み込みながら、施設の管理・運営に当たっておりますが、これら職員の高齢化といった問題が生じております。（５）維持管理費用につきましては、資料の２枚目、参考資料の下段の「２ 維持管理費（平成２５年度予算）」にありますとおり、人件費、光熱費、維持修繕料、施設管理委託料、消耗品費など、施設全体の維持・管理には、年間７３０万円ほどの費用を要している状況でございます。資料１ページにお戻りください。２の（６）宿舎の利用中止でございますが、宿舎については、耐震診断、耐震工事とも未実施であり、今後も継続して利用するには、利用者の安全確保の観点から、耐震診断・耐震工事を早期に実施する必要性が生じてございます。しかし、耐震診断には５００万円を超える費用が見込まれ、耐震工事については耐震診断をしてみないと必要額がはっきりと分からないものの、建築から５０年近くが経過している木造２階建てといった状況を踏まえますと、多大な金額が予想されるものでございますが、こうした多額の費用を投じることが非常に難しいことから、宿舎については、平成２５年４月１日よりその利用を中止しており、現在も、宿泊利用は、バンガローとテントによってのみ、受け入れを続けているものでございます。恐れ入りますが、資料の２ページ「３ 今後のあり方」をご覧ください。繰り返しのご説明になりますが、塔ノ峰青少年の家につきましては、近年では、耐震工事などの課題に加え、水道設備の故障など、施設維持の根幹に関わる箇所での問題も発生しております。このため、利用者が今後も安全に施設を利用していけるようにするためには、現在利用を中止している宿舎や水道設備も含め、施設全体の早期における大規模改修が必要不可欠な状況であります。しかしながら、塔ノ峰青少年の家に対する市民ニーズは大きく低下している現状にあり、このため、本市財政状況及び費用対効果の観点から考えたとき、改修等に多額の費用投資を行い、さらに、現状の維持管理費を大きく上回る費用負担をしてまでも、今後、施設利用を継続していく必要性は薄まっているものと思料されます。また、利用者については、限られた特定の団体に属する人たちが繰り返し利用している傾向があり、これ

らの利用者に対しましては、近隣の類似施設等の利用をご案内することや、今後、塔ノ峰青少年の家を廃止するまでに1年以上の周知期間を設けることなどにより、利用者の活動に支障を来すことはないものと思われま。従いまして、これらのことを総合的に勘案の上、青少年の体験・交流学习施設としての塔ノ峰青少年の家については、長年にわたる一定の役割を果たしたものとして、平成26年度末をもって、施設全体を廃止しようと考えているものでございます。なお、今後のことにつきましては、「4 今後の予定」にございますとおり、パブリックコメントの実施を経て、平成26年9月の市議会定例会に「塔ノ峰青少年の家条例を廃止する条例案」を上程し、平成26年度の末日となります平成27年3月31日をもって、塔ノ峰青少年の家を廃止したいと考えております。教育委員の皆様には、平成26年7月の教育委員会定例会において、改めて、ご説明させていただきたいと考えておりますが、本日につきましては、塔ノ峰青少年の家の今後のあり方について、2月の政策会議に諮らせていただく考えであることをご報告させていただいた次第でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

(質 疑)

山田委員…ときめき国際学校の研修で何回も使わせていただいて、自然の中で恵まれた環境で、楽しませて頂きました。今までの状況を鑑みると廃止は仕方ないと思いますが、50年間も子ども達を楽しませていただいて、御苦労さまと思いますし、管理人のご夫妻にもご苦労様と思えます。

萩原委員…もし、ここがなくなった場合にこの規模ぐらいの子供たちを収容できるような施設が市内にあるのですか。

青少年課長…資料の中に「2 現状(3) 近隣への類似施設の整備」にあるとおり、「いこいの森」がございます。この施設につきましては、夏場だけですけれども、テントが250人収容できます。昨年度、バンガローを小田原木材を活用しまして、5棟建築し合計20名収容ですので、合計して270名の収容ができます。すべてそちらを活用して下さいとはできませんが、市内としては、自然の中の施設として、いこいの森があります。

山田委員…施設が廃止した後ですが、場所がら、色んな人が入り込んで使ったりする可能性もあると思うのですが、その後の建物の管理が心配なのですが。

子ども青少年部長…まず、ひとつは、平成26年度末をもって、体験学習施設としての行政目的を果たす施設としては廃止させて頂きたいというのが1点目です。その後の施設をどうするのかは、庁内で議論をする必要があるかも知れません。ただ、あの施設を使わないという決定がされた場合は、放置しておくわけにはいかなので、解体費用とかを手当てして、二ヶ市町組合からの借地でありますので、

どうやって返していくか、更地にして返すのか、一部分を残して返すのかを詰めていかななくてはいけないというのが2点目です。いずれにしても心配のないような形にしていきたいと考えております。

和田委員長…利用者には、限られた特定の団体に属する人達との説明がありましたが、団体の特性はあると思うのですが、利用者に極端な不便ということにならないような、その特性をもった団体が施設として何かできるような配慮や、特定の団体の特徴などを説明してください。

青少年課長…利用団体につきましては、山の不便なところですので、ボーイスカウトの訓練での利用は非常に多いです。ボーイスカウト、一部ガールスカウトの利用が大半になっています。

和田委員長…ボーイスカウトでしたら、設備が必要ないですね。キャンプする人達だから。

青少年課長…箱根のキャンプ場なども活動場所とできると思います。平成26年度はご利用いただいている団体には、十分に丁寧に説明して、次の場所を準備できるよう周知していきたいと思います。

(その他質疑・その他意見なし)

(7) 協議事項 (1) 平成26年度予算について【非公開】

(教育部・文化部・子ども青少年部)

教育部副部長…協議事項(1)「平成26年度予算について」の説明に当たり、まず、お断りさせていただきますが、本件につきましては、本来であれば、この会議で議決に諮り、2月17日に開会する市議会3月定例会への議案とするものですが、一部の事業費につきましては、協議事項(2)の「平成25年度3月補正予算」で対応する事業費と併せて、財政課と未だ調整中のため、今後の予算調整を経て、教育長の事務の臨時代理により対応させていただき、次回の会議において報告させていただきますので、御了承いただきたいと存じます。それでは、「平成26年度予算(教育費)の概要」につきまして、教育部より説明いたします。資料2を御覧ください。なお、はじめにお伝えしたとおり、予算額(案)につきまして、一部の事業費は「調整中」と表記しております。その他の事業費につきましても、予算の編成過程であり、最終決定ではございませんので、金額の増減等があり得ますので御理解いただきたいと存じます。また、各事業名につきましては、主な事業を抜粋しておりますので、併せて御了承ください。

それでは資料の順に教育総務費の各事業について説明いたします。はじめに、1の未来へつながる学校づくり推進事業につきましては、校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となり、各学校の特性にあった事業を展開するものです。次に、2の学校支援地域本部事業につきましては、中学校区を単位とし

て、地域の実態に応じた、学校が必要とする活動について学校支援ボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育の推進を図るものです。次に、3の特別支援教育推進事業につきましては、教育上の配慮を必要とする児童・生徒一人ひとりの状態や発達段階、適正などを踏まえた適切な指導を行うために、支援スタッフや専門支援チームを派遣するものです。次に、4の生徒指導員派遣事業につきましては、指導上の問題で学級運営に支障を来すことが心配され、その指導のために特に必要と認められる中学校へ生徒指導員を派遣するものです。今年度までは国の緊急雇用創出事業臨時特例基金を一部活用しておりましたが、来年度からは市の一般財源により実施するものです。次に、5の教育ネットワーク整備事業につきましては、平成25年11月から、校務支援システムや緊急情報発信システム等の新たな機能や仕組みを取り込み整備したもので、システムの賃貸借料について平成30年10月までの5年間の債務負担行為を設定したものです。次に、6の高等学校等奨学金事業につきましては、高等学校等への修学に係る経済的負担を考慮し、経済的な理由で修学が困難であり学業成績が優良な生徒に対し、小田原市奨学金基金を財源に修学に係る費用の一部を奨学金として支給するものです。次に、7の不登校対策支援モデル事業につきましては、不登校の生徒が教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置するもので、今年度と同じ5名を配置したいと考えております。次に、8の共同研究事業につきましては、小学校5年生及び中学校2年生を対象に「新体力テスト」を実施いたしまして、その結果を集計・分析して体育・スポーツ活動の指導など子どもの体力向上に活用するものです。次に、9の図書活動推進事業につきましては、児童・生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任とする学校司書を配置し、学校図書館の整備や充実を図る事業で、平成25年度の学校司書派遣事業から事業名を変更したものです。次に、10の防災教育事業につきましては、防災意識向上を図るための防災パンフレットを作成し、児童・生徒の防災教育に活用するとともに、海拔10メートル以下の学校を優先的に、3～4校程度、学校防災アドバイザーを派遣するものです。2ページをご覧ください。小学校費、中学校費、幼稚園費に移りまして、1、7、9番の小・中学校及び幼稚園の維持管理工事につきましては、国の平成25年度補正予算を活用するために、後ほど御説明いたします3月補正予算と調整中でございます。主な内容といたしましては、校舎及び園舎の防水改修工事等でございます。次に、2の少人数指導スタッフ事業につきましては、今年度と同様に、小学校2年生について35人以下学級を編制する際に必要なスタッフを、また、3のスタディサポートスタッフ事業につきましては、小学校において少人数指導を効果的に行うための教員補助者を配置するものでございます。次に、4の片浦小学校小規模特認校制度推進事業につきましては、今年度同様、放課後子ども教室等を実施してま

います。次に、5の小学校外国語指導助手派遣事業につきましては、小学校5・6年生に導入されました外国語活動に対応するため、外国語指導助手を小学校に派遣するものです。次に、6のおだわらっこドリームシアター事業につきましては、今年度同様、劇団四季の御援助により開催できる予算を組んでおります。次に、8の新学習指導要領対応非常勤講師配置事業につきましては、中学校新学習指導要領完全実施による授業時数の増加に伴いまして、定数内での教員の配置が難しい教科の専門性を保つために、柔道指導を含めた非常勤講師を派遣するものでございます。以上で、教育部所管にかかる説明を終わらせていただきます。

文化部副部長…引き続き、文化部所管の主な事業について御説明申し上げます。資料3ページ、社会教育費5の指定文化財等保存管理事業からでございます。まず、指定文化財等保存管理事業の長興山枝垂桜樹勢回復事業につきましては、平成23年度から4か年計画で行っている市指定天然記念物「長興山の枝垂桜」の樹勢回復事業の最終年度として事業を行うものでございます。次に、文化財保存修理等助成事業につきましては、指定文化財の修理費や小田原民俗芸能保存協会の後継者育成事業費の一部について、継続事業として助成を行うものでございます。次に、緊急発掘調査事業につきましては、遺跡の記録保存を行うための発掘調査等に要する1年間分の経費を計上しております。次に、本丸・二の丸整備事業につきましては、御用米曲輪において、平成25年度に引き続き平場部分の主に戦国期の遺構の全容を把握するための発掘調査を行うとともに、修景整備工事として土墨切り通し部分の一部の擁壁設置や樹木整理などを行うものでございます。次に、住吉橋現状調査・設計関係費につきましては、経年劣化等が著しい住吉橋の現状調査などを行うものでございます。次に、天守模型調査関係費につきましては、平成25年度に引き続き、天守木造化の可能性を探る調査・研究の一環として小田原城天守雛形の詳細調査を行うものでございます。次に、史跡石垣山保全対策事業につきましては、平成24年度に実施設計を策定した井戸曲輪内北東側石垣について、平成25年度に引き続き、保全対策工事を行い、併せて工事監理を実施するものでございます。次に、史跡等用地取得事業につきましては、小田原城総構の香林寺山西にある史跡指定地の隣接用地について公有地化を行うものでございます。次に、早川石丁場群整備事業につきましては、平成27年度の史跡指定に向け、平成25年度に行った詳細測量の成果など、石丁場群のこれまでの調査の報告書を刊行するものでございます。次に、キャンパスおだわら事業につきましては、平成23年4月にスタートしましたもので、引き続き、市民主体により、生涯学習の推進を図ってまいりたいと考えております。次に、図書館費につきましては、図書購入費及び貴重資料保存事業において、かもめ図書館他の図書施設の図書資料等を購入するほか、図書館の所蔵する貴重資料の劣化を防ぎ公開していくための修復及び脱酸処理や、デジタルデータ化に引き続き取り組むものでございます。また、

市立図書館の小荷物専用昇降機を改修し、図書館の運営に支障を来たさないよう、配慮していこうとするものでございます。次に、板橋の文化資産活用事業につきましては、板橋周辺の歴史建造物や史跡などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図るものでございます。博物館構想策定委員会運営事業につきましては、郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として活用する拠点となる施設の整備に向け、外部有識者等で構成する「博物館構想策定委員会」を新たに設置し、本市における博物館のあり方の指針となる博物館構想の策定を行なうものでございます。次に、嚶鳴フォーラム in 小田原開催事業につきましては、ふるさとの先人を通して、まちづくり、人づくり、心育てを目指す自治体が一堂に会し、よりよき地域づくりへの道を学ぶフォーラムを来年度、小田原で開催するものでございます。尊徳記念館中央監視装置改修工事につきましては、当該装置の老朽化が著しいため、改修するものでございます。最後に、学校プール開放管理謝礼金（増額分）につきましては、PTAが事業主体として実施している夏季休業中の学校プール開放事業において、警備業法に対応し安全な監視体制のもと運営できるよう、市から各校に支出している管理謝礼金を増額し、事業の安全と維持充実を図るものでございます。以上で文化部所管にかかる平成26年度予算の主な事業につきましての御説明を終わらせていただきます。

青少年課長…資料の3ページにお戻りいただきたいと思っております。それでは私から社会教育費のうち、子ども青少年部所管の1から4までの事業につきまして、御説明いたします。まず、1の指導者養成研修事業でございますが、高校生から成人を対象に、青少年指導者として必要となる実践的な研修を通し、地域や学校、青少年団体などで青少年健全育成の担い手として継続的に活躍いただける人材を養成していくものでございます。内容といたしましては、専門の講師を招いて、指導者としての知識や技術の向上を図るための研修を実施いたします。次に、2の指導者派遣事業でございますが、1の指導者養成研修事業により養成されました指導者の活躍の場として、小学校や地域が実施いたします体験学習に指導者を派遣することによって、子どもたちに感動や様々な体験が得られる多くの機会を提供できるようお手伝いをさせていただくものでございます。次に、3の地域・世代を超えた体験学習事業につきましては、地域の資源や環境を生かした体験プログラムを通し、子どもたちが困難を乗り越えるたくましさを養い、そして、自立心や創造力など、豊かな人間性を育むとともに、ふるさと小田原への愛情を深めていけるよう、異世代交流を図りながらの体験学習を実施するものでございます。この事業は、多くの子どもたちが参加できるよう、平成25年度と同様に2泊3日のコースを2回実施する予定でございます。次に、4の地域体験学習事業でございますが、地域の担い手による地域単位での体験学習を通し、子どもたちが郷土愛を育むとともに、地域における世代間交流のできる機会を支援し、広げていくものでございます。以上で子ども青少年部所

管にかかる説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…高等学校等奨学金事業のところ、予算が計上されていますけれども、一人あたりは、どれくらいになるのでしょうか。

教育総務課長…本来、私の所管ではないのですが、前年度担当しておりましたので、お答えいたします。年間3万円の学習事務費、事務用品費を負担するものでございます。

萩原委員…学校プール開放管理謝礼金ですが、現在、夏休み等に学校でプール開放しているのは、何校ぐらいやっていますでしょうか。

指導・相談担当課長…平成25年度の場合、プールが使えませんでした町田小学校を除いてすべての小学校で開放をしております。日にちについては、各学校ごとに異なります。

萩原委員…これは、すべてPTAが行っているわけですね。

指導・相談担当課長…管理業務を委託した方と一緒にやっております。

山田委員…「板橋の文化資産活用事業」が新しくあり、予算がついていますが、具体的にどんなことをなさるのでしょうか。

生涯学習課長…昨年度、国土交通省の委託調査として、板橋にあります内野邸活用の研究をさせていただきました。本年度は地域の方が中心となり、行政から財政的援助を受けず側面的な支援のみで、自主的に施設の公開を実施したり、施設を貸し出してそこで文化事業を開催したりするようなことをしていたのですが、来年度は、これを継続して行政と一緒にやっていきたいということが、この事業の中心になっていきます。内野邸だけでなく、板橋というのは、寺社仏閣が多くございますし、地域の方が小田原用水の柵に花を活けていたりする等、小田原の新たな魅力を創出しているような場所ですので、板橋全体をアピールしていくような事業を実行委員会形式で、行政も入って一緒にやっとうと計画しております。

山田委員…今年度、内野邸に関わっていた方々はボランティアでやっていたのでしょうか。

生涯学習課長…はい、そのとおりです。

山田委員…板橋も観光客の方が歩くようになりましたね。

栢沼教育長…資料3ページの青少年課の3番と4番についてですが、それぞれ、体験学習を中心とした事業ですが、区別が、なかなか分かりづらいのですが、3番の場合には、宿泊が伴うことは、先ほどの説明で分かりましたが、4番は地域単位で子どもたちに関わる体験学習でどちらも大事でありがたいと思っておりますが、具体的にどう違うのか教えてください。

青少年課長…3番の「地域世代を超えた体験学習」は、片浦地区でやっております「あれこ

れ体験 in 片浦」が中心の事業でございます。これは、小学校5，6年生対象に旧片浦中学校を使ってその地域の様々な資産を生かして2泊3日で体験をしていただいています。指導者につきましては、1番の「指導者養成研修事業」で養成した人達を中心になりまして実行委員会を作って、その委員会に委託をする形で事業をお願いしております。職員も一緒に関わってやっております。4番の「地域体験学習」というのは、連合自治会の単位で、特にこれという形のものはないのですが、大人が地域の中で子ども達を対象にした体験事業に対し、支援をしていくもので、平成23年度から始めている事業ですが、例えば、平成24年度は、富士見小学校で親子で学ぶ防災体験をやりました。これは、富士見小学校で小学生及び保護者を対象に日帰り防災の体験をする事業に支援いたしました。また、豊川地区では、地域を知ろうという事で、地域にある道祖神ですとか、地域の史跡めぐりをさせていただいて、それに対して支援いたしました。そういう体験事業に支援していく事業でございます。今年度につきましては、三の丸小学校で防災体験を実施し、それを支援させていただきました。

和田委員長…地域とおっしゃいましたが、地域の何の単位でやるのですか。

青少年課長…連合自治会単位ぐらいで行います。そうすると市内26ぐらいになるのですが、それぞれに申請してもらっています。

和田委員長…事業費が、なんで昨年度と比較して1/3になっているのですか。

青少年課長…今年度は、三の丸地区の1地区だけでした。この事業は、26地区すべてに広げていこうという事業ではございません。今は、各地区でスクールコミュニティ事業ということでやっております。例えば、常設の居場所として子ども達を体験あるいは活動させるものにつながるような、きっかけになるような事業としても位置付けております。まず、1回やっていただいて、それを週1回あるいは、毎日に近い形で活動してもらえようようにつなげることができるよう考えております。今年度は、実績が少なかったこともあり、出来る範囲の5万円2地区の金額で予算要求しております。

萩原委員…4番の「生徒指導員派遣事業」についてですが、何名ぐらいを派遣する予定でしょうか。

指導・相談担当課長…5名分の予算を計上しております。しかし、やりくりをして7名を派遣する予定でございます。

萩原委員…7校に派遣するという事でしょうか。

指導・相談担当課長…6校7名の派遣予定でございます。複数配置する学校がございます。

萩原委員…生徒指導員は、すべて中学校に派遣するのですか。

指導・相談担当課長…はい、そのとおりです。

山田委員…15番の「図書購入費」ですが、市立図書館及びかもめ図書館については、市民の方がたくさん利用されていると思いますが、新聞雑誌以外に図書を選ぶ場合、何を購入するかは、どなたがお決めになるのでしょうか。

図書館長…TRCという図書館流通センターがございます。図書館関係企業では、大手の会社になります。そちらの方から、新刊図書をほぼ網羅している「週刊新刊全店案内」という逐次刊行物を購入しています。その中から職員や窓口業務を委託している事業協会職員で小説部門、科学部門等と図書分類表に則って担当を決めておりました手分けして選んでいきます。また、今までの分類上のバランスを崩さないように考える等の配慮をして選んでいきます。また、地域資料の方で力を入れるなどの配慮をして選んでいます。また、直接、出版社が本を持って参りまして、実物を見ながら選んでいきます。いずれにいたしましても、職員が選んでおります。

(その他質疑・意見等なし)

和田委員長…以上で子ども青少年部が関連する議題は終了いたしましたので、子ども青少年部関係の職員はご退席ください。

(子ども青少年部職員退席)

(8) 協議事項 (2) 平成25年度3月補正予算について【非公開】

(教育総務課・生涯学習課)

教育総務課長…それでは、協議事項(2)「平成25年度3月補正予算について」につきまして、はじめに教育部より説明させていただきます。資料3を御覧ください。なお、資料の内容につきましては、先ほどの「平成26年度予算について」で説明がありましたとおり、予算の編成過程ですので、次回の会議において臨時代理の報告をさせていただきます。

それでは、順不同になりますが、資料1ページ目の中ほどにあります、(歳出)について先に説明させていただき、財源となります(歳入)につきまして、後ほど説明いたします。学校施設の安全対策や老朽化対策、教育環境の整備を行うため、(項)小学校費及び中学校費の(目)学校管理費につきまして、主な内容にお示ししたとおり、学校施設維持・管理事業の工事請負費を補正しようとするものです。まず、「屋内運動場非構造部材の耐震化」につきまして、小学校2校、中学校1校について、吊り天井の撤去工事を行いたいと考えております。次に、「外壁改修工事」につきましては、小学校1校について、校舎の外壁を改修しようとするものです。次に、「受水槽等改修工事」につきましては、災害発生時に広域避難所又は二次避難施設となる学校施設の水を確保するため、小学校3校及び中学校1校について、受水槽や高架水槽の改修工事を行いたいと考えております。次に、「トイレ改修工事」につきましては、小学校1校、中学校2校に係る老朽化したトイレを改修しようとするものです。次に、「特別教室の空調設備設置工事」につきましては、近隣への騒音対策等

の諸事情により、窓を閉め切った状態で授業を行う特別教室の空調設備を設置しようとするもので、小学校5校、中学校1校について工事を行いたいと考えております。次に、「屋外給水管改修工事」につきましては、中学校1校に係る受水槽までの給水管について、災害復旧時の仮設給水管を使用しているため、改修を行うものです。続きまして、(項) 幼稚園費の(目) 幼稚園費、施設維持・管理事業の工事請負費では、幼稚園2園に係る「保育室の空調設備設置工事」を行いたいと考えております。これらの工事に係る財源につきましては、(歳入) でお示ししたとおり、国庫補助金である「学校施設環境改善交付金」及び「起債」を充てるものです。教育部関連は以上でございます。

生涯学習課長…それでは私から、生涯学習課所管の事項につきまして御説明させていただきます。こちらの資料1ページの「(歳入) 欄」をご覧くださいと存じます。「(項) 市債」、「(目) 教育債」のうち、「社会教育施設整備事業債」でございますが、平成25年度予算で計上いたしました尊徳記念館の非常灯用直流電源装置更新事業が、緊急防災・減災事業に認められましたことから、その財源として市債を計上するものでございます。次に、2ページ目の地方債補正でございますが、上段の「追加」の表をご覧ください。歳入予算でご説明させていただきました「社会教育施設整備事業費」を、追加するものでございます。以上をもちまして、生涯学習課関係の平成25年度3月補正予算要求予定について、説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山口委員…直接、補正予算とは関係ないかも知れませんが、学校の設備の改修に広域避難所となる小学校、防災にも対応できるような改修とか、具体的には、新聞に出ていたのは、校庭のところに仮設トイレが設置できるようなマンホールを設置するというような記事があったのですが、もしこれを行うとなった場合、教育部の予算で行うのか、防災部の予算で行うのか、合わせて出来るのかとか、市役所の仕組みを教えてくださいと思います。

教育総務課長…大変、難しい質問ではありますが、おそらく予算としては、防災部が措置することになるかと思えます。マンホールを設置する場所が校庭というだけで、工事の実施にあたりましては、教育委員会と当然協議をした上でという形になります。あくまでも、設置者は防災部ということによろしいかと思えます。

教育部長…もともとのお話で申し訳ないのですが、予算というのは、目的別に措置をします。ですから、教育目的があって防災にも使いますとなった場合は、教育費で措置することになります。目的が防災になった場合は、防災費で措置をします。基本的な考え方は、その使用の目的が何かということになります。今の話の場合ですと、教育総務課長から説明させて頂いたとおりになります。体育館のトイレにつきましても防災と併用することがありますが、教育施設ですので、教育

委員会で整備しております。その中で、例えば、空き教室を利用して防災用具を一時保管する場合、防災用具費は、防災部で措置しております。

山口委員…屋上の避難柵は、教育費で措置しましたが、あれは、津波が来た時に屋上に避難して転落しないようにということで目的だったように記憶しておりますが、今のお話ですと防災費で措置すべきなのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

教育総務課長…たしかにそのとおりではございますが、主な目的が児童・生徒の避難になりますので、教育費で措置しました。

萩原委員…トイレの改修についてですが、洋式化を進めるということではよろしいのでしょうか。どこの小学校とかは、決めていらっしゃるのですか。

教育総務課長…トイレの改修は、小学校が1校と中学校が2校になります。老朽化に伴う改修をするために行うもので、合わせて洋式化を進めるというものでございます。

萩原委員…少ないような気がするのですが。もっと、他にもやらなくてはいけないトイレがあるような気がします。

教育総務課長…実際、1校また1棟を改修するにあたり、規模の大小がありますが、3,000万円から5,000万円かかります。これに対し、補助金が付き、起債をかけます。既存の物を壊し、改修工事をするとなると、夏休み期間に限られますが、設計を間に合わせるためには、今回の場合は、設計が間に合わず、調整がとれたのが3校ということでございます。今後は、事前に設計を行い、なるべく多くの学校で改修が進められるように関係各課と調整を進めてまいりたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 協議事項 (3) 小田原市学校施設整備基本計画について【非公開】 (教育総務課)

教育総務課長…それでは、協議事項 (3) 「小田原市学校施設整備基本計画について」説明させていただきます。なお、お手元の資料4、合わせてお手元の別冊資料編につきましては、後ほど、回収をさせていただきます。

小田原市学校施設整備基本計画につきましては、平成16年3月に策定をいたしました。小田原市小中学校校舎リニューアル整備計画の策定から10年あまり経過しまして耐震改修工事もそれぞれの学校で完了している中で、新たな整備計画というものが求められておりますので、プロジェクトチームを立ち上げて庁内検討を行い、教育委員会に先般報告をいただいたものでございます。それを受けまして事務局の方でとりまとめ、本日報告をさせていただいたものでございます。この案につきましては、政策会議で決定をしたのち、教育委員会で可決決定をしていただく流れを考えておりますので、よろしくお願ひいた

します。資料4の2ページ「現状分析と課題」をご覧ください。2、3ページに「現状と課題」がございます。こちらにございますように、現在、建築後40年以上経過しているものが、53棟あります。全体で158棟でございますが、約3分の1がすでに40年を経過しています。こういった中で、萩原委員からお話がありましたトイレの老朽化ですとか、屋上防水ですとか、外壁とかの傷みがあり、教育環境が悪化しているというものを受けまして、この基本計画を定め、計画的に学校の改修を進めてまいりたいと考えているところでございます。資料4ページ、5ページになりますが、校舎リニューアル計画評価ポイント(見直し)をご覧くださいと存じます。プロジェクターでもお示ししますが、見やすい方をご覧くださいと存じます。まず、平成16年の校舎リニューアル整備計画におきましては、まず、老朽度を学校ごとに評価をしておりました。これを学校全体ではなく、学校の棟単位で評価をすることにしました。資料5ページにの右下の表でございます。このような形で評価を見直してまいりたいということでございます。それから、危険度につきましては、かつての計画では、耐震補強の項目を取り入れておりましたが、耐震補強は、すべて終わっておりますので、非構造部材の耐震化、防水改修、内装改修などで、判断をしてまいりたいと考えております。今回新たに学習環境度という項目を追加いたしました。これは、トイレ改修、空調設備改修、教室内部の木質化、こういった観点からの評価というものを加えさせていただきたいと考えております。学習対応度でございますが、旧計画では、多目的ホールと多目的教室と分けていたものを、これを一つに統合させていただいて、多目的ホール・教室という評価に組み直しをしております。次のアンケート集計、バリアフリー環境につきましては、平成16年の計画策定時には、アンケートをとっておりますが、今回は、特に行っておりませんので、削除させていただきました。それから、地域開放度といたしましては、当時、プラザというものを、これは、空き教室を開放する設定をしておりますけれども、こちらにつきましては、現在、地域団体から要望があれば、積極的に開放している部分もございますので、公共度という項目に含めた形で評価をさせていただく。このような形で、見直しをし、全体の表を資料4ページの左側から5ページの上半分、このようなかたちで、区分と内容は、評価視点をあらためさせていただきたいと考えております。続きまして、12ページをご覧ください。整備に係るフローチャートでございます。上半分は、旧計画のフローチャートでございます。こちらは、前の総合計画でございますビジョン21おだわらの個別計画として策定いたしました。これに基づきまして、白山中学校、早川小学校、千代小学校3校をリニューアルという形で整備を進めました。また、耐震改修につきましては、このリニューアル計画に基づいて、全ての学校を改修することに取り組んだわけでございますが、本来の目的でありましたリニューアルという意味では、3校のみにとどまっております。平成16年から10年近く経っておりますのでそれ

それぞれの施設自体が、老朽化が進んでいることもございまして、今回、総合計画も新しくおだわらTRYプランとなりましたので、その個別計画として、本年度から、小田原市学校教育振興基本計画をだしております。今回、見直しました整備基本計画は、小田原市学校教育振興基本計画に基づいた計画になります。ある意味、内部基準という位置付けで考えております。この中で、リニューアルの見直しを行い、今後行うべき老朽化対策、維持保全等全体計画を位置付ける予定でございまして、左側に矢印で出ております。超短期というものは、小破修繕と呼んでおりますけれども、応急的な処置が必要な部分については、随時、直営班で修繕を行い、また、小破修繕に係る予算を教育総務課で持っておりますので、対応してまいります。下側にございまして短期、中期、長期につきましては、小破修繕とは異なりまして、ある程度規模の大きいものに取り組んでいくといったものでございまして、まず、短期でございまして、緊急度の高い修繕を位置付けさせていただいております。こちらは、市長の2期目のマニフェストの中で概ね27年度までに学校施設の老朽対策をしたいということで、示されておりましたが、諸般の事情によりまして、平成28年度までを目途とさせていただいております。この中で、屋上防水、外壁改修、内装改修、トイレ改修といった緊急度の高いものについて、積極的に改修を進めてまいりたいと考えているところでございまして、これは、後ほどご覧いただければと思いますが、別冊にございまして短期プログラムの中に各学校からの要望と、こちらから学校に出向いて校長先生とヒアリングを行った上での順位付けをしたものを短期プログラムといたしましては、位置付けをさせていただきたいと考えております。これに基づいて、予算化を進めてまいりたいと考えているところでございまして、それから、中期につきましては、学校施設の長寿命化、機能向上といったものを進めてまいりたいと考えております。長期計画におきましては、中期計画で長寿命化が可能な施設を整備して行くことで更新が必要となる施設の平準化図ってまいりたいと考えております。長寿命化対策では施設の維持が困難である建物については、長期計画の中で建替えを視野に入れた中で建替といった計画を策定していくことがあろうかと考えております。23ページをご覧ください。こちらに年度別計画予定表を載せております。先ほどご説明申し上げましたとおり、超短期につきましては、随時終わらせてまいりますので、記載はしておりません。短期計画につきましては、平成28年度を目途に完了させたいと考えております。それ以降につきましては、毎年行います学校要望の中で緊急度の高いものに取り組んでいく予定でございまして、それから、中長期計画につきましては、今学校施設だけではなく、市施設全体を長期保全計画でどう保全していくのかを策定し進めていまして、歩調を合わせる形でこの計画を策定し、取り組んでまいりたいと考えております。短期計画の概要につきましては、今年度別個別計画予定表にお示ししてございましてけれども、今後3年間で約18億円程度の事業費が必要になってくるということでございまして、平成29年度

以降の計画につきましては、先ほど申しました中期計画あるいは長期計画の中で位置付けてまいります。これで位置付けることにより、財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。資料4につきましては、以上でございます。

別冊資料編がございますので、こちらをご覧くださいと存じます。まず、資料編の①「防水外壁外装」でございます。こちらは、一番左側に建物の名称、隣に施設台帳を整備いたしておりますが、それに棟番号が記されておまして、その棟番号をこちらに記載しております。それから棟の用途、建築年月日、これまでの防水改修、外壁改修、外装改修について記載しております。例えば、桜井小学校を例にあげますと、棟が4棟ありまして、それぞれの建築年月日が書かれておまして、No. 1とNo. 2とNo. 3につきましては、外壁改修、内装改修が書かれております。④でございますが、別冊資料では、7ページでございますが、こちらは、トイレの改修でございます。洋式化の低い順に掲載をさせていただいております。小学校におきましては、酒匂小学校が10.6%、一番高い三の丸小学校は、61.3%となっております。大きな開きがございます。これは、家庭でもほとんどが、生活スタイルの変化で洋式化されているなかで、子供たちが学校でトイレに行けない、用を足せない等深刻な状況でございますので、なるべく早く改修させていただきたいと考えております。次は、9ページの⑥になりますが、受水槽浄化水槽の改修でございます。こちらにつきましては、計画的に耐用年数等ございますので、古いものから順に掲載をさせていただきます。今後、計画的に改修をしていくことをお示した表でございます。次に、新たな観点となりますが、樹木の管理という視点でございます。現在は、樹木台帳を職員の手で作成しておりますが、36校6園の敷地内にございます樹木を配置と太さあるいは高さ、樹種等を台帳化しております。今後、計画的に伐採あるいは剪定していくといったものを進めていく根拠資料とさせていただく予定でございます。特殊事例により多い一番多い学校を除きますと、多い学校で400本ぐらいございます。ですから年次的に計画的に対応していくことが必要かと思えます。それらを表にしたものが、12ページの⑨「樹木管理計画」になります。多くの学校は、何年かごとに手を入れて行けば、足りるとなりますが、片浦小学校のように樹木が多い学校につきましては、何年かごとではなく、毎年少しずつ手を入れていく必要があると、分かるようにこのような形でお示ししてございます。資料編につきましては、簡単ではございますが、以上のとおりでございます。

一番厚い短期プログラムをご覧くださいと存じます。こちらにつきましては、先ほど申しましたとおり、平成28年度までに概ね完了させたい一覧としてまとめさせていただいております。学校からの要望、それから、市の担当者の現地視察や校長先生とのヒアリングを経まして、全ての要望について検討を加え優先順位をつけさせていただいております。その中で基本計画にもお示したものでございますが、防水工事を最優先といたしましては、外壁改修、

内装改修を行ってまいります。プールに係る改修あるいはトイレ、受水槽、浄化水槽あるいは高圧交流負荷開閉装置等は、耐用年数が決められておりますので、こういったものについては、計画的に進めてまいりたいと考えております。また、限られた予算の中でございますので、学校要望で急遽、床の改修等応急処置を施すことによって先送りできるものは、できるだけ先送りをし、必要なものを絞り込んで予算措置を講じていくことを考えております。短期プログラムに優先順位を書かせていただいておりますが、A3片袖折りの1枚目をご覧ください。一番左に順番に書いておりますが、防水、非構造部材などのカテゴリーが書いてございます。それでは、写真をご覧ください。一番上に位置付けております鴨宮中学校の北校舎、中校舎の雨漏り補修工事でございます。これは、屋上防水が劣化しているため雨漏りで天井が汚損している状況でございます。こちらは、下中小学校でございますが、原因となります屋上防水の劣化をお示したものでございます。下中小学校西棟3階の教室と廊下の雨漏りの原因となっております防水シートの破損が、このような形で完全に継ぎ目の部分が開いてしまっているため、そこから、雨水が浸入してくるといったこととなります。これは、一部分のことだけではなく、全体的に劣化が進んでいるのだらうと考えられますので、防水につきましては、部分改修ではなく、棟全体の改修として取り組んでまいりたいと考えております。このような形で、学校施設整備基本計画を策定してまいりたいと考えております。先ほど申しましたとおり政策決定をしたのちに教育委員会定例会において議題としてお諮りして、正式決定していきたいと考えております。以上でございます。

(質 疑)

和田委員長…国でも、オリンピックの関係で、道路から橋から、大変多くの改修するべきものがあると聞いています。比較にならないかも知れませんが、市としては、大変な費用がかかることですよ。どういう方たちがこの立案をして、どのくらいの人数をかけて、この計画に取り組んでいらっしゃるのですか。

教育部管理監…この計画につきましては、市の職員で直営で行っております。なぜかといいますと、やはり調査または計画をするには、一般的には、業者に委託する手法がございしますが、経費の節減をせざるを得ないので、市職員で行っております。基本的なメンバーは、建築課には、一級建築士もおれば、電気設備等いろいろな専門の職員がおりますので、それら職員を主力のメンバーとしました。また、昔、鉄筋化を一時期に一気に行いまして、その当時に設計を行った私を含めた年代の職員が残っておりますので、その力も借りることとして、実際のメンバー12名で検討いたしました。議事は、私が進めさせていただきまして、各所管に散らばっている職員の協力を得ながら、検討しました。

和田委員長…申し訳ない言い方かも知れませんが、いろんな部署からの寄せ集めでチームを組み立てて検討したということでしょうか。

教育部管理監…先ほど申し上げましたように、建築課出身の職員も当然一級建築士の資格を持っていますし、点検資格も持っている職員もいます。今回は、そういった技術を生かしてもらいました。職員の有効活用の側面もごさいます。

教育部長…市役所の中で、一番詳しい人間に集まってもらったということです。

教育部管理監…業者に委託しますと、現状把握から始まるのですが、直営ですと、すでに現状把握は出来ていますので、その部分は、省略できます。

和田委員長…大変責任の重い仕事ですね。市の財政にからむことですからね。メンバーは11名でしたでしょうか。

教育部管理監…12名です。事務局は別といたしまして、プロジェクトメンバーは12名です。

山口委員…一番最初に説明のありました資料4の中で4ページに評価のポイントで点数をつけていますが、今回の資料には、また別に目次をみると算定資料があるのですが、これで、点数の高かったものから優先にということで、計算した資料というか台帳があるわけですね。

教育部管理監…以前の校舎リニューアル計画の変更ということで、御説明しておりますが、このような評価ポイントがございました。それで評価のポイントの高い順、いわゆる悪い順に順位付けをしていたのですが、説明しておりますとおり、10年間で3箇所しかできませんでした。もう、年数が経ちましたので、かなり評価も変わってきております。ですから、年数だけの、例えば、建物の老朽度ですね、年数だけ評価するものとやっぱり施工性だとか、保全性を考慮してプラスアルファ加点も必要かと思ひます。ですから、中期計画の中では、その辺は、考えておりますが、基準評価ポイントは、これでいきましょうという考えでございます。これに加点をどう加えるのかというのを職員がやったり、現場のご意見を吸い取ってやったり、時には、実際の調査で職員で出来ない範囲を委託することもあり得るかと思ひます。その辺は、中期計画でしっかり評価していきたいと考えております。基準評価点ということで御理解いただければと思ひます。

山口委員…確かに、点数をつけていけば分かりやすいですが、見直さないといけないのが大変だと思ひます。防水の悪いは2点だし、教室内部の木質化の悪いのも2点で、同じ点数では合わないと思ひます。防水と木質化が同じレベルではないだろうなと思ひました。大変だろうけれども、点数をつけられると分かりやすくていいなと思ひました。

教育部管理監…そのためには、現場をもっとしっかり調査するとか、あるいは、壁は、仕上

がりにクロスを貼ると下地が分からなくなります。ひび割れがあっても、表面だけのモルタル部分のひび割れなのか、コンクリート躯体自身がやられているのか、そういったところもしっかり調査しないと分からないというのが実態でありますので、正確にやっていかなくてはならないと思います。

教育総務課長…山口委員からご指摘のありました点数のつけ方はまた検討する必要があるかと思いますが、防水につきましては、短期計画に位置付けておまして、基本的には緊急度の高いものは直していくということで、あとは経年劣化で悪くなるという認識でおりますので、あまり、そこで点の差をつけなくてもいいのかなという観点もございます。こちらにあるポイントは、中期計画以降の大規模改修に対する基準になります。それを含めた形でお知恵をお借りできればと考えております。

山田委員…東日本大震災の時に、どこかで天井が落ちてきたということがありました。つり天井というのがありますが、小田原では、つり天井の学校はどのくらいあるのでしょうか。

教育部管理監…先ほど、説明させて頂きました補正予算の中で屋内運動場の非構造部材耐震化を計上しております。対象として前羽小学校、下中小学校、城南中学校の3校になります。山田委員のおっしゃるとおり、東日本大震災で小田原市で避難所として指定してある屋内運動場と同じつり天井が落ちた事例がありますので、この3校の屋内運動場のつり天井を優先的に耐震化しようとしています。また、今年の事業で橘中学校で今施行中でありまして、大きい天井の高いところが、揺れによって、天井が暴れて落ちてしまうという症状でございますので、簡単に申し上げますと、この会議室もつり天井でございます。ただ有効高が少ないために、揺れによって外れにくいということで、文部科学省の技術基準で何メートル以上の天井については、早急に耐震化するようになっております。細かいお話になりますが、壁がコンクリートで、天井が壁とびったりついています。これが揺れによって、縁が破損されていく、または、圧縮されて天井が落ちてしまう事故が多かったのです。これにつきましても、天井の周りにクリアランスをつけなさいとなっています。これは、揺れても軋みが起きないようにというガイドラインも出ております。そうしますと、全部屋ということになり、優先的には、先ほど申し上げたとおりの危険度の高い処からやっていくこととなります。

和田委員長…教育というのは、大変ですね。安全環境というところからいわゆる学習指導等のことまで、多岐にわたっていますね。我々委員が、ご意見を申し上げるには、あまりにも専門知識がなさすぎるという状況があつて、でも、できるだけ、継続的にまた、気が付いたところで、質問させていただきながら、進めていきたいと思いました。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 日程第3 議案第2号 小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について【非公開】 (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

栢沼教育長…それでは、議案第2号「小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。これは、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めることとされることに伴い、提案するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは、私から議案第2号「小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料の2枚目をご覧ください。小田原市社会教育委員条例は、社会教育法に基づきまして、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるため、昭和39年に制定されたものでございます。このたび、平成25年6月14日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第三次一括法」でございりますが、これによりまして、社会教育法第15条及び第18条が改正され、平成26年4月1日に施行されることとなりました。改正後の社会教育法第18条の規定により、「社会教育委員の委嘱基準については、文部科学省令で定める基準を参酌」し、条例で定めることとなりましたことから、小田原市社会教育委員条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、文部科学省令に定める委嘱基準を参酌し、小田原市社会教育委員条例第2条第2項に、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することを規定し、これに伴い、第2条の見出しを「設置等」に改正しようとするものでございます。条例の施行は、平成26年4月1日を予定しております。以上で、「小田原市社会教育委員条例の一部を改正する条例」についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

和田委員長…社会教育委員全体で何名という枠はあるのですか。

生涯学習課長…条例で定めておりますが、ここには、改正事項でないので載せてありません。

13人以内というのが、小田原市社会教育委員条例第2条で決まっております。

和田委員長…端的に言うと何が変わるのですか。

生涯学習課長…簡単に言いますと、もともと社会教育法の中で、こういう基準で選びなさい

となっていました。地方分権の動きの中で、地方が自分たちで決められるようにという事項が、拡大しております。国の法律で決まっていたものを、国の法律ではなくて、基準は示すけれど、各地方自治体の条例で決めなさいということなのです。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第4 議案第3号 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について【非公開】 (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

栢沼教育長…それでは、議案第3号「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。これは、新たに博物館構想を策定するための委員会の設置に係る改正になります。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは、私から議案第3号「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料の2枚目をご覧くださいと存じます。本件につきましては、市議会3月定例会に提案するものでございますが、市長部局においても、新たに設置する委員会を予定しているため、条例全体の議案につきましては、今後市長部局で調製させていただく予定であり、本日は、教育委員会に係る部分のみの資料となっております。まず、改正の理由でございますが、教育委員会の諮問に応じて調査審議をする附属機関として博物館構想策定委員会を設置するために改正するものであります。こちらは、先ほど協議事項(1)「平成26年度予算について」で、文化部副部長からご説明いたしましたとおり、郷土の重要資料を未来に伝え、地域固有の資産として活用する拠点となる施設の整備に向け、本市における博物館のあり方の指針となる博物館構想を策定するためのものでございます。なお、条例の施行は、平成26年4月1日を予定しております。以上で、「小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例」についての説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山口委員…博物館を考えていこうと言い出したのは、どなたですか。教育委員会が言い出したのか、それとも、上層部の方からこういうのを作るから教育委員会が所管になってくれと言ってきたのか。

文化部長…博物館の必要性については、近年というよりかなり以前から、具体的には、山橋市長の時代から博物館の必要性が総合計画等と言及されて、それについて、具体的な検討に入ろうとしている中で山橋市長が急逝される事態になりました。その後は、郷土文化館の協議会の中で、施設の老朽化であるとか、展示環境、研究、教育普及における環境が十分でないとかねがねご意見を頂いておりました。現在の加藤市長の2期目のマニフェストの中には、博物館構想を策定していくことが掲げられておりました。小田原市の総合計画、おだわらTRYプランの実施計画の後期ですので、来年度以降から始まる事業について、昨年度から協議していく中で、実施計画の後期のところから、その構想についての検討を具体的に開始しようとなりましたので、政策としては、そこでオーソライズされた形になります。これを受けまして実施計画に正式に掲載されましたので、これを受けまして来年度の予算も合わせて、計上したところです。これは、地方自治法に定める附属機関に該当しますので、条例で定めるということになっておりますので、ここで、その条例の改正をご提案させていただいているという流れになります。

和田委員長…前々からあって、この時期に動いたということですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) その他

萩原委員…この前、日野市に行政視察で行った教育センターのことについてですが、とてもいい視察をさせて頂いたのですが、それで、どんな計画をしていこうというのは、まだこれからなのでしょうか。もし、決まっていることがありましたら、教えてください。

教育指導課長…現在、教育長の構想をどのように図面化しようと検討中でありまして。具体的には、どこの場所に置くのかとか、ワンストップでどれだけのことができるのかとか、教育研究所の機能と相談の機能とをどう振り分けるのかとか、具体的なところを詰めているところでございます。ある程度のものが出来次第、教育委員の皆様にはお示しさせていただいて、ご意見を頂こうと思っております。平成29年度には、どこかに設置したいと考えています。10年20年も先ではなく、5年プラスアルファぐらいで実現したと考えています。

萩原委員…とても、期待しております。

教育部長…それまで、何もしないというわけではなくて、できる事から手をつけて動いて、同時に構想を練りながらできる事からやっっていこうと考えております。途中の段階でも当然ご意見を伺いたいと考えております。

栢沼教育長…新年度に入ってから具体的にプロジェクトを作って、具体的に検討していこう

としています。

萩原委員…期待しております。

山田委員…ノロウイルスが、浜松で感染が広がりましたが、小田原では、学校向けに対策とかなさっているのですか。

保健給食課長…ノロウイルスにつきましては、例年ですけれども、冬季に発生するという事で、冬季が始まる前に各学校、給食関係の施設等につきましては、注意喚起の通知を出しております。ここで、浜松の事件を受けまして、改めてもう一度注意喚起しまして、予防に努めて下さいとの趣旨のお知らせをしたところでございます。一番は手洗いですが、そういうものに感染しないという予防に努めることが一番でございますので、通知いたしました。浜松市で発生しましたが、小田原の場合には、ノロウイルスによる感染者の報告は受けておりませんし、給食従事者については、体調等に異常を感じた場合には、医師の診断を受けて場合によっては、仕事を休んでいただく等の形で対応していこうという通知をさせて頂いたところでございます。今のところ、特に報告は受けておりません。

教育部管理監…スクリーンをご覧ください。ご心配をおかけしております町田小学校の火災復旧工事でございます。写真の左上は、北側の栄町小八幡線、道路側からの西側を撮影したものでございます。2階部分でございますが足場が外れて、少し見えてきております。右側の写真ですが、南側からの撮影です。左側のシートがかかっていますが、プールの現状でございます、手前に附属棟を建てていくところです。こちら側は足場がとれてきたところです。この写真は、昨日撮影したものでございます。下側の左側は、照明器具が光っているのがご覧いただけるかと思えます。材料が下に積んでいる状態ですが、これは、床材です。来週月曜日から床を貼り込みます。写真の赤い丸で囲んでおりますステージの上部は、仕上げについては、小田原産材のヒノキ材を使う工夫をこらしています。全体といたしましては、当初、私どもの希望の卒業式に間に合わず、または、2月中の完成という希望に沿った形で現場が今進捗している状況でございます。ご承知のとおり、職人が足りないという話題をお聞きになったことがあるかと思えますが、苦慮しながら今進めて頂いております。

和田委員長…これは、明るい情報ですね。

(13) 委員長閉会宣言

平成26年2月20日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（栢沼委員）